

第12回市民検討会議の意見の整理について

ワークショップの意見と修正案

第3章 協働

■第17条（協働のまちづくりの推進）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第12回会議 各グループの意見	修正案
第17条 市民、市議会及び市は、お互いに尊重し合い、それぞれの特性を理解し合い、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとします。	① 「特性」、「補完」という言葉の意味が分かりづらい。⇒もう少しだけ表現を変更した方が良い。 ① お互いに尊重することは当たり前ではないか。⇒「お互いに尊重し合い」という表現を削除した方が良い。 ① 市民、市議会、市と主語が複数あるため、積極的という表現は要らないのではないかと。⇒「積極的に」という表現を削除した方が良い。 ④⑤ 「補完」という言葉の意味が分かりづらい。⇒「助け合う」や「足りない部分をお互いに補う」という意味を解説の中などに入れた方が良い。	(修正案) 第17条 市民、市議会及び市は、 お互いを理解し、知恵と力を出し合い ながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとします。 ⇒①：尊重は当たり前であり、相互理解と重なることから表現を削除します。特性だけを理解し合うのではないという意味から「それぞれの特性を」を削除します。補完という用語も分かりやすく表現を変更します。また、本条は協働を推進していくという意思表示や喚起するための部分になりますので、積極的という表現を用いています。
2 市は、まちづくりにかかわる多様な主体がまちづくりの理念及び目的を共有し、共に活動できるよう必要な体制を整備するとともに、協働に向けた活動拠点の整備等必要な環境づくりに努めなければなりません。	① ⇒「共に活動できるよう」という表現を削除した方が良い。 ② 前段の部分も協働やその整備にまとめられる。⇒「共に活動できるよう必要な体制を整備するとともに、」という表現を削除し、「協働に向けた体制や活動拠点～」と変更した方が良い。 ④⑤ ⇒「市は、まちづくりにかかわる多様な主体が共に活動できるよう体制を整備するとともに、協働に向けた活動拠点の整備等必要な環境づくりに努めなければなりません。」という表現に変更した方が良い。 ④⑤ 「活動できるよう」という意味が曖昧である。⇒「まちづくりに取り組むことができるよう」に表現を変更した方が良い。	(修正案) 2 市は、まちづくりにかかわる多様な主体 との協働体制を確立し 、協働に向けた活動拠点の整備等必要な環境づくりに努めなければなりません。 ⇒①②④⑤：協働という表現の中に前段部分の意味合いがすべて含まれるため、何のためにというくどい表現を用いないで簡潔に修正します。
3 市は、協働のまちづくりの推進に当たり、市民の自発的な活動を促進するため、その活動に対して必要な支援を行うものとします。この場合において、市は、活動に参加する市民の自主性及び自立性を尊重しなければなりません。	② 文章整理の観点から。⇒「市民の自発的な活動を促進するため、」という表現の後の部分を「活動に参加する市民の自主性及び自立性を尊重し、必要な支援を行うものとします。」に変更した方が良い。 ④⑤ ⇒「市は、協働のまちづくりの推進に当たり、市民の自発的な活動を促進するため、その活動に対して市民の自主性及び自立性を尊重し、必要な支援を行うものとします。」という表現に変更した方が良い。 ④⑤ 「活動」という意味が曖昧である。⇒「まちづくりの活動」に表現を変更した方が良い。	(修正案) 3 市は、協働のまちづくりの推進に当たり、市民の自発的な まちづくりの 活動を促進するため、 活動に参加する市民の自主性及び自立性を尊重しつつ、その活動に対して 必要な支援を行うものとします。____ ⇒①④⑤：前後の意味合いを前段の部分にまとめて修正意見のとおり修正します。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

1 地域の公共的な課題の解決や自立した地域社会の実現に向けて、まちづくりの主体である市民、市議会と市は、**それぞれの役割や特性について相互理解を深め合い、知恵と力を合わせて**、協働のまちづくりを積極的に推進していくことを明らかにしています。

まちづくりには、それぞれが主体性を持って取り組む領域と、役割分担しながら連携し、協力して取り組む協働の領域があると考えます。協働で取り組む領域の明確化を図りながら、お互いにまちづくりを担うパートナーとして信頼関係を構築し、市民、市議会と市が共に活動する協働の視点に立ち、地域全体が一体となって、まちづくりを進めていこうというものです。

2・3 (修正なし)

■第18条（協働事業）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第12回会議 各グループの意見	修正案
第18条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市が行う事業を協働して実施することにより、当該事業をより効果的に実施できるものについて、市民との協働による事業（以下「協働事業」といいます。）の実施を推進するものとします。	① 前後で同様の意味合いが書かれている。削除して表現を簡略化してはどうか。⇒「協働のまちづくりを推進するため」という表現を削除した方が良い。 ③⇒「協働のまちづくりを推進するため」という表現がくどく、削除した方が良いという意見があったが、前の条とのつながりから削除できないという意見になった。 ③ 「協働」という言葉がくどい感じがする。⇒「市は、協働のまちづくりを推進するため、市民との協働による事業（以下「協働事業」といいます。）の実施を推進し、当該事業をより効果的に推進するものとします。」と簡潔に表現を変更した方が良い。	(修正案) 第18条 市は、協働のまちづくりを推進するため、____協働して実施すること がより効果的な事業（以下「協働事業」といいます。） については、市民 と市 との協働による____実施を推進するものとします。 ⇒①③：協働事業を行う目的を明確にし、また協働で取り組むことがより効果的な課題解決につながるものは、原則として協働で取り組んでいくという方針を明らかに示すことが必要と考えます。
2 市民は、市に対し、別に定めるところにより、協働事業を提案することができるものとします。		(修正なし)
3 市は、協働事業を実施する場合において、その透明性を確保するとともに、市民と適切に役割分担し、及び対等な関係を保つよう努めなければなりません。		(修正なし)

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

1～3 (修正なし)

■第19条（人材の育成）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第12回会議 各グループの意見	修正案
第19条 市は、まちづくりにかかわる多様な主体と協働し、まちづくりを担う人材を育成するための機会の提供に努めるものとします。	① ⇒「人材を育成するための」という表現を「人材を育成するため」という表現に変更した方が良い。 ③ 義務付けする意味合いを加えた方が良い。⇒「努めるものとします」という表現を「努めなければなりません」という表現に変更した方が良い。 ④⑤ 人財を木へんの材に変更した中で、原文案どおりで良い。	(修正案) 第19条 市は、まちづくりにかかわる多様な主体と協働し、まちづくりを担う人材を育成する____機会の提供に 努めなければなりません。 ⇒①：こういった機会を提供するかということを明確にする必要があるため修正案のとおり修正し、また、人材の育成はまちづくりの根幹となるものであるため、義務付ける表現に修正します。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- ・（修正なし）

第4章 市民参画

■第20条（市民参画の推進）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第12回会議 各グループの意見	修正案
第20条 市は、市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、市民参画の機会を保障し、市民参画を積極的に推進するものとします。	① 意味が分かりづらい。⇒「保障」という表現を「提供」という表現に変更した方が良い。 ② 「保障」という表現では、必ずしなければならない。市が市民公募する場合は定数その他の条件を付す場合も考えられる。⇒「市民参画の機会を保障し」という表現を削除した方が良い。	(修正案) 第20条 市は、市の政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、____市民参画を積極的に推進するものとします。 ⇒①②：保障という表現には、義務付けする意味合いもありますが、義務付けを推進するという表現は適切ではないため、削除します。
2 市は、実効性のある市民参画の仕組みを構築し、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じなければなりません。	① 分かりやすい表現に。⇒「構築し」という表現を「作り」という表現に変更した方が良い。	(修正案) 2 市は、実効性のある市民参画の仕組みを 整備し 、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じなければなりません。 ⇒①：現在、既に実施されている制度もあることから、構築や作るといった新たに創設する意味合いの表現から、整備という表現に修正します。
3 市は、積極的な市民参画が促進されるように市民参画に関する制度等の周知を図るとともに、多様で開かれた場と機会の提供に努めなければなりません。	① 開かれた場とは、そもそも多様であるはず。⇒「多様で」という表現を削除した方が良い。	(修正案) 3 市は、積極的な市民参画が促進されるよう、 <u>市民参画に関する制度等の周知を図るとともに、開かれた場と機会を提供するよう努めなければなりません。</u> ⇒①：修正意見のとおり修正します。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 1～3 （修正なし）

■第21条（市民参画の方法）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第12回会議 各グループの意見	修正案
第21条 市は、政策の立案、実施、評価及び改善の一連の過程において、政策に対する市民の関心及び政策が市民に与える影響その他政策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次に掲げる方法のうち事案に応じた適切なものにより市民参画を求めるものとします。	① 「改善」を柔らかい表現に。また、「勘案」という言葉は分かりづらい。⇒「改善」という表現を「見直し」という表現に変更し、「政策に対する～内容を勘案し、」という表現を削除し、「応じた適切なものにより」という表現を「応じて適切に」という表現に変更した方が良い。 ③ 単に方針を示す表現ではなく、義務付けする意味合いを加えた方が良い。⇒（新発田市の例を参考に）「求めるものとします」という表現を「求めなければなりません」という表現に変更した方が良い。	(修正案) 第21条 市は、政策の立案、実施、評価及び改善の一連の過程において、政策に対する市民の関心及び政策が市民に与える影響その他政策の内容を 総合的に判断し 、市民参画が必要であると認める場合には、次に掲げる方法のうち事案に応じた適切なものにより市民参画を 求めなければなりません。 ⇒①：一般的に政策のサイクルには、見直し・改善という段階があります。通常、どちらも使用されますが、見直しのみでなく、改善につなげる必要性を明らかにするため、改善という表現を用います。その他、前後の意味合いと分かりやすさの観点から修正案のとおり修正します。 ⇒③：市が市民参画を必要と認める場合を想定しているため、ご意見のとおり義務付けする表現に変更します。
(1) 審議会その他の附属機関及びこれに類する組織（以下「審議会等」といいます。）への市民公募	③ 第1号から第6号までを新発田市の条例のように簡潔にした方が良い。	(修正案) 原案どおり ⇒③：カッコ書きの解説部分は、定義（第2条）に規定する場合のほか、その用語が1回だけしか出てこないときや用いられる部分が限定的なときなどは用語の部分に直接規定する場合もあります。用語の部分に直接規定する場合のメリットとしては、すぐ近くにその意味が解説されていて分かりやすいということがあります。よって、第21条の各号のカッコ書きの解説については、原案どおりとさせていただきます。
(2) 公聴会、意見交換会等への市民参画		(修正案) (2) ____意見交換会____ ⇒③：意見のとおり簡潔な表現に修正します。
(3) ワークショップ（参加者が共に検討作業を行い、協力し合いながらまちづくりの提案をまとめる等の作業をする集まりをいいます。）への市民参画	① カッコ書きで詳しく解説している部分を解説の中で盛り込んだ方が良い。 ③ カッコで解説書きがあるため文章が非常に長い。⇒別のところに注釈等を加えるか第2条の定義に移動した方が良い。	(修正案) (3) ワークショップ（参加者が共に検討作業を行い、協力し合いながらまちづくりの提案をまとめる等の作業をする集まりをいいます。）____ ⇒①③：意見のとおり簡潔な表現に修正します。

<p>(4) パブリックコメント(意思決定の過程において案を公表し、市民からの意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続をいいます。以下同じです。)への意見表明</p>	<p>① カッコ書きで詳しく解説している部分を解説の中で盛り込んだ方が良い。 ① 「意見表明」という表現は敷居が高いと感じる。⇒別の表現に変更した方が良い。 ④⑤ ⇒解説の中でメールや紙など、投稿の方法を入れた方が良い。</p>	<p>(修正案) (4) パブリックコメント(意思決定の過程において案を公表し、市民からの意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続をいいます。以下同じです。) _____ ⇒①③：意見のとおり簡潔な表現に修正します。 ⇒④⑤：解説で明記します。</p>
<p>(5) アンケート調査等への意見表明</p>	<p>① 「意見表明」という表現は敷居が高いと感じる。⇒別の表現に変更した方が良い。 ① 「アンケート調査等」については、第6号で各号に準ずる方法を規定している。⇒「等」という表現を削除した方が良い。</p>	<p>(修正案) (5) アンケート調査 _____ ⇒①③：意見のとおり簡潔な表現に修正します。</p>
<p>(6) 前各号に準ずる方法</p>	<p>② その他を入れた方が一般的ではないか。⇒「その他前各号に準ずる方法」と表現を変更した方が良い。 ④⑤ 意見表明については、インターネットを利用したアクセス方法も現在ある。市長への手紙もあるがその内容は苦情が多いのではないかと。⇒ホームページやインターネットなどによる意見提出について、第6号の前に入れた方が良い。</p>	<p>(修正案) 原案どおり ⇒①：その他前各号に準ずる方法としても間違いではありませんが、通常はそれを省略します。 ⇒④⑤：インターネットを利用したアクセス方法として、市では市長への手紙やかんたん申請といった制度を運用しています。しかし、相談や苦情が主に寄せられているのが実情であり、意見表明や提案といった市民参画制度として確立しているとは言いきれないようです。ただし、こうした制度についても第6号の解説の中で明記し、それらの制度の効果的な運用と改善を図るほか、新たな市民参画の手法についても検討していく必要性を明らかにします。</p>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- ・ **市民主体のまちづくりをより推進するため**、具体的にどのような方法を用いて市民参画を求めていけば良いのかを明らかにする必要があります。市は、**政策に対する市民の関心や政策が市民に与える影響などを総合的に判断して、必要であると認められるものについては、市民参画を積極的に行っていくことを規定しています。また、市民参画を求める場合は、案件に応じた適切で有効な方法により市民参画を推進していくことを明らかにするものです。**
 - (1) (修正なし)
 - (2) **意見交換会**とは、市長との懇談会や地域説明会、まちづくり出前講座など、市民が直接的に意見を表明できる機会のことです。
 - (3) (修正なし)
 - (4) パブリックコメントは、市政に関する重要な事案に対して、広く市民から意見を求め、市民から提出された意見を検討し、その結果をどのように事案に反映させたのかなど、検討結果を公表する手法です。**なお、意見提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法により実施され、結果の公表は、担当課での閲覧のほか、広報つばめやホームページなどに掲載されています。**
 - (5) (修正なし)
 - (6) **第1号～第5号までに掲げる手法のほか、現在、市長への手紙やホームページ等を利用した意見や提案の募集なども取り組んでいます。こうした取り組みについても市民参画の制度の一つとして、効果的な運用と改善を図っていくことが必要です。このように、市民参画の手法はさまざまですが、すべてにおいて万能な手法はありません。上記以外にも、案件に応じた、適切で有効な手法を検討していく必要があります。**

■第22条(審議会等)

提言書検討資料の条文案(たたき台)	第12回会議 各グループの意見	修正案
<p>第22条 市は、審議会等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければなりません。</p>	<p>② 審議会の内容によっては、法令により定められているものもある。⇒(新発田市の例を参考に)ただし書で「他の法令等の範囲内」という表現を加えてはどうか。</p>	<p>(修正案) 第22条 市は、審議会等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考しなければなりません。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合、高度な専門性が求められるため公募によることが適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。 ⇒②：原案では、努力義務としていたため、例外(公募しない場合)を解説文で掲載していましたが、分かりやすさの観点からも、ご提案のとおり条文で明確にすることは必要です。そこで、文末の「するよう努めなければなりません」という表現を「しなければなりません」という表現に変更し、法令で定められている場合など、正当な理由がある場合は公募によらないことができることを明確に規定します。</p>
<p>2 市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければなりません。</p>	<p>② 同じ人ばかりにならないようにすることも必要。⇒(柏崎市の例を参考に)「男女比率、年齢構成を考慮し」の部分に「他の審議会等との重複を避ける」という表現を加えてはどうか。</p>	<p>(修正案) 2 市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければなりません。 ⇒②：これまでのワークショップの中でも、まちづくりに積極的に参加してくれる人の固定化や一人が多く委員を兼務すべきではないという意見が多く挙げられています。そこで、その趣旨を盛り込むため、修正意見のとおり修正します。</p>

<p>3 市は、審議会等の会議を公開しなければなりません。ただし、法令等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例等で定める非公開情報が含まれ、公開することが適当でないと認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。</p>	<p>① 条文を簡潔に。⇒「法令等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例等で定める非公開情報が含まれ、」と「会議の全部又は一部を」という表現を削除した方が良い。</p>	<p>(修正案) 3 市は、審議会等の会議を公開しなければなりません。ただし、法令等の規定により非公開とされる場合、議事内容に別に条例等で定める非公開情報が含まれるため公開することが適当でないと認められる場合その他正当な理由がある場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。 ⇒①：例外（公開しない場合）を条文で明確にすることも分かりやすさの観点から必要であると考えます。また、第1項と同様の表現となるように一部表現を修正しています。</p>
---	---	---

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 1 学識経験者、関係者や一般市民等で構成する審議会等は、市の政策過程で重要な役割を担っており、市政への市民参画を実現する重要な方法の一つとして位置付けられています。
多くの市民からさまざまな意見を聴くための方法として、委員の公募制を充実させ、**原則として公募委員を加えること**で市民参画の促進と政策過程の透明性を**向上していくこと**を明らかにしています。ただし、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性が求められる場合など、公募による委員の選任が**適さない場合や公募委員を加えないことに正当な理由がある**場合を除きます。
- 2 市民のさまざまな意見を市政に反映するため、審議会等の委員を選任する場合は、男女比率、年齢層、**他の審議会等との重複**などを考慮して、幅広い層や分野から**人材を登用するよう努める**必要があります。
- 3 市の政策過程の透明性を図り、情報公開と情報共有の観点から、審議会等の会議を原則公開とすることを明らかにしています。また、会議録等の公開の迅速性も求められます。
ただし、**法令等の規定によるもののほか**、会議を公開することにより、自由な発言や率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合、特定の人に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある場合など、公開することが適当ではないと認められる場合などは、会議の全部又は一部を非公開とする必要があります。

■第23条（対話の場の設置）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第12回会議 各グループの意見	修正案
<p>第23条 市は、市民が必要とするまちづくりに関する学習機会を提供するとともに、市民とまちづくりの課題について活発な意見交換を行うため、対話の場を設置することができます。</p>	<p>① ⇒この条自体をあえて設ける必要があるのか。 ② ⇒「対話の場」の前に「市民との」という表現を加えた方が良い。</p>	<p>(修正案) 第23条 市は、市民が必要とするまちづくりに関する学習機会を提供するとともに、市民とまちづくりの課題について活発な意見交換を行うため、市民との対話の場を設置することができます。 ⇒①：これまでのワークショップの中では、市民の意見をまちづくりに反映させるために、「市長との対話機会の充実」「総合計画に沿った話し合いの場の設置」さらには「議会と市民との直接対話の場を持つ」など意見交換の場や直接対話について意見が挙げられています。また、市民が協働や市民参画しやすい環境づくりを考えていくことも必要で、市民もまちづくりについて学習することや現状を認識してもらう必要性などが挙げられています。そこで、対話や学習の場を明記しておくことも必要ではないかと考えます。</p>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 市民の情報交換や意見交換、学習機会となる対話の場を設置することにより、それぞれの課題を共有し、お互いの立場を理解することができます。**また、市は積極的に市民との対話を深め、市民の考えや要望などを把握し、効果的な政策等を推進する必要があります。このように、**市民意見をまちづくりにより反映するため、対話に基づく市民参画を推進することを明らかにしています。

■第24条（パブリックコメント）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第12回会議 各グループの意見	修正案
<p>第24条 市は、市の重要な政策等を策定するときは、パブリックコメントを実施するものとします。</p>	<p>② 「市の重要な施策」という部分を明確にする必要があるのではないか。現行の制度に基づいて実施ということも考えられる。⇒パブリックコメントは実施要綱があるため、その表現を加えておいた方が良い。</p>	<p>(修正案) 原案どおり ⇒②：燕市のパブリックコメント制度は、現在「燕市パブリックコメント実施要綱（H18.7制定）」で定められています。条例の中で要綱の名称を規定することは可能ですが、あまり適切ではありません（要綱の制定改廃は議会の議決が不要であり、名称なども必要に応じて市長の判断で改正されるなど、条例と要綱では性質が異なるため）。パブリックコメントを行う基準は要綱の中で明確に規定されていますので、解説の中でその基準を明確に掲載します。</p>
<p>2 前項の規定によるパブリックコメントの実施の範囲、方法その他必要な事項は、別に定めるものとします。</p>		<p>(修正なし)</p>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 1 燕市では、市民の意見を市政に反映させる具体的な手法の一つとしてパブリックコメント制度を設けていますが、この条例に規定することで、意思決定過程の公正性の確保や透明性の向上を図る姿勢を明らかにしています。
なお、パブリックコメントの対象となる「重要な政策等」とは、燕市パブリックコメント実施要綱で次のとおり規定されています。
 - (1) 市政に関する基本的な計画等の策定又は変更
 - (2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
 - (4) 広く市民の公共の用に供する施設の建設に係る基本計画の策定又は変更
- 2 （修正なし）

■第25条（住民投票）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第12回会議 各グループの意見	修正案
<p>第25条 市長は、市民の生活にかかわる極めて重要な事項について、市民に直接その意思を問う必要があると認める場合は、住民投票を実施することができます。</p>	<p>① ⇒実施するかどうかは別として、住民投票の制度があるということを定めておくことに意味があるので、残しておいた方がよい。</p> <p>② ⇒住民投票については、このまま規定しておいた方がよい。</p> <p>③ 住民投票に至るまでには話し合いの段階がいくつかあり、議会等で議論され、すでに意見は出尽くしているはず。⇒住民投票については意思決定の市民の最終的な手段でもあるので、外さないで規定すべき。また、表現の中に「市民の最終的な権利です」という意味合いも入れた方がよい。</p> <p>④⑤ ⇒原案のとおり規定して問題ない。</p>	<p>(修正案) 原案どおり</p> <p>⇒①②③④⑤：住民投票についてはさまざまな議論がありますが、市民検討会議としては規定はしておくべきであるということでもとまっています。これまでも、議論をいただいた意見（最終手段という位置付けなど）についても解説や提言書の中で掲載し、市民検討会議の議論の経過を明らかにしたいと考えます。</p>
<p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>		<p>(修正なし)</p>
<p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。</p>	<p>② 「その都度条例で定めます」という表現があるが、その都度ではなく、この条例の中に明確に実施に関する規定を位置付けるか、又はこの条例と一緒に住民投票条例を整備した方がよいという意見もあった。</p>	<p>(修正案) 原案どおり</p> <p>⇒②：住民投票の実施については、対象となる事案について、テーマごとの適格性や投票要件、実施方法など、さまざまな観点から検討を加える必要があると考えます。例えば、住民投票条例をあらかじめ整備するということは、年齢要件（18歳とするか20歳とするかなど）や投票要件（外国人等を含めるかなど）を規定し、すべての事案に対して同じ基準で縛りをかけてしまうこととなります。そこで、今回の条例素案の提言に当たっては、市議会での十分な議論を経て、それぞれの事案ごとに条例で年齢要件や投票要件など必要な事項を定めることとしたいと考えます。</p>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

1～3 （修正なし）